

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 3月22日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社アマダ
【報告者の住所又は所在地】	神奈川県伊勢原市石田200番地
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(0463)96-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員経営管理本部長 磯部 任
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社アマダ (神奈川県伊勢原市石田200番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社アマダをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ミヤチテクノス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1 【公開買付けの内容】

### (1) 【対象者名】

ミヤチテクノス株式会社

### (2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

イ 平成18年9月27日開催の対象者定時株主総会の特別決議及び対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

ロ 平成18年9月27日開催の対象者定時株主総会の特別決議及び平成19年7月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

ハ 平成22年9月28日開催の対象者定時株主総会の普通決議及び対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

ニ 平成22年9月28日開催の対象者定時株主総会の特別決議及び対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下イ乃至ニの新株予約権を「本新株予約権」と総称します。）

### (3) 【公開買付期間】

平成25年2月13日（水曜日）から平成25年3月21日（木曜日）まで(26営業日)

## 2 【買付け等の結果】

### (1) 【公開買付けの成否】

本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）においては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,039,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（10,854,066株）が買付予定数の下限(8,039,100株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年3月22日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数(株)	株式に換算した買付数(株)
株券	10,621,366	10,621,366
新株予約権証券	232,700	232,700
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ( )		
株券等預託証券 ( )		
合計	10,854,066	10,854,066
(潜在株券等の数の合計)	(232,700)	(232,700)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	108,540
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	2,327
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(g)	114,945
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d) / (g + (b - c) + (e - f))) \times 100$ (%)	90.01

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成25年2月14日に提出した第42期第2四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、(a)(i)上記四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数(12,030,685株)に、(ii)本新株予約権(4,767個：対象者が平成24年9月27日に提出した第41期有価証券報告書に記載された平成24年6月30日現在の本新株予約権の数(5,671個)に、同日から平成25年2月12日までの変更(対象者によれば、平成24年6月30日から平成25年2月12日までに、本新株予約権は904個消滅しているとのことです。)を反映した本新株予約権の数)の目的となる対象者の普通株式の数(476,700株)を加え、(b)対象者が平成25年2月12日に公表した平成25年6月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成24年12月31日現在対象者が保有する自己株式数(448,840株)を控除した株式数(12,058,545株)に係る議決権の数(120,585個)を分母として計算しております。

(注2)「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。